

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市精神保健福祉審議会		
事務局 (担当課)		精神保健福祉課 電話042-769-9813 (直通)		
開催日時		令和6年2月19日(月) 14時から15時30分まで		
開催場所		ウェルネスさがみはらA館7階 視聴覚室		
出席者	委員	10人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	6人(精神保健福祉課長 他5人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>議事</p> <p>(1) 精神保健福祉に関する相模原市の状況について</p> <p>報告</p> <p>(1) 精神保健及び精神保健福祉に関する法律の改正施行の概要</p> <p>(2) 土日・休日の午後及び夜間帯における措置診察に係る指定医の確保について</p>		

議 事 の 要 旨

精神保健福祉課長、稲田会長のあいさつに続いて、会長により次第に沿って議事を進行した。

1 議事

(1) 精神保健福祉に関する相模原市の状況について

事務局より資料に沿って説明を行った。

【意見等】

(片岡委員) 高齢・障害者相談課等の訪問相談とはどのようなものか。また、申し込みをすれば訪問相談をしていただけるのか。

(事務局) 訪問相談は、職員が当事者のご自宅に伺い、困り事の相談に応じるもの。予約制ではなく訪問が必要だと判断した際に行う。

(片岡委員) 精神医療審査会へ処遇改善を提出した。処遇の改善をするのは病院なので、病院の意見が通ってしまうという印象がある。

(事務局) 精神医療審査会は、患者の医療と安全、人権擁護のために開催しており、審査を行い、その結果を病院に通知している。

(片岡委員) 地域活動支援センター I 型についてカミングと南障害者地域活動支援センター（みなみ風）はおくすり手帳で通所が可能だが、ぷらすかわせみは診断書が必要。その理由をお尋ねしたい。

(中谷委員) ぷらすかわせみでの通所の際の診断書の必要性については地域活動支援センターの役割の中で、相談支援、就労支援、ご家族支援の際にその方に寄り添う支援のためには医療情報が欠かせない。医療的な部分も含めての連携が大切だと考えている。

(片岡委員) 資料の中に医療保護入院の対象者は自傷他害の恐れはないが、医療及び保護のために入院の必要がある者とあるが、この自傷他害の恐れがないという表記は疑問符がつく。また、措置入院の法案について、やまゆり園の事件から法案の改正案が国会に提出され、廃案となったと記載があるが、これは相模原市から提出されたものか。

(事務局) 資料の中で、医療保護入院の対象者は自傷他害の恐れはないが、医療及び保護のために入院の必要がある者の表記については、医療保護入院と措置入院の比較として記載したが、今後、表記について配慮していく。措置入院の法案については、国が提出したが、衆議院の解散のために廃案になった。

(江森委員) 措置入院者の退院後の支援は、切れ目のない支援、伴走型の支援ということで素晴らしいと思う。退院後支援の中で最も困難だと思われること、マネージメントとしての手法や工夫、対応の仕方について伺いたい。

(事務局) こちらで勝手に支援の内容を決めるのではなく、本人の支援ニーズを

くみ取った丁寧な対応の中で同意につなげていく努力が必要だと考えている。
設置から5年が経過し、経過も含めて次回の審議会で報告する。

(副会長) 精神障害者に関する地域の相談窓口は、I型の支援として4か所ある。
それ以外にII型、III型はあるか。

(中谷委員) 精神障害のII型はないが、III型はある。

(杉立委員) 精神障害としてのIII型は2、3か所。身体のIII型を含めるともう少しあるが非常に少ない状況。その施設独自のプログラムを組み、安心安全な場所を提供する中で、利用者はSST等を勉強したり、いろいろな話をしたり、問題を解決したりと、過ごしている。

(副会長) 退院後支援は相模原市としても重要な案件なので次回の審議会の中で報告いただきたい。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは全国的に動いている中で、相模原市としては、退院後支援から動かしていくのか、それ以外にも居住支援やピアサポーターの養成など、取り組みの状況について伺いたい。

(事務局) 退院後支援の取り組みとは別に、平成30年から本市でもにも包括の構築推進事業を始めている。精神保健福祉医療体制整備に係る取り組みとして、にも包括の構築推進連絡会議、いわゆる協議の場を年2回開催している。普及啓発に係る取り組みでは、令和3年から国のモデル事業として4県市で実施したところのサポーター養成事業は来年度から本格実施。また、メンタルヘルスの市民講座等も行っている。住まいの確保、居住支援に係る取り組みは、住まいの確保について考える研修の開催や本市の居住支援協議会の事務局である住宅課と情報の共有や意見交換を行っている。当事者家族等の活動支援、またピアサポーターの活用に係る取り組みとしては、統合失調症やうつ病等の家族教室の開催や、地域移行支援ピアサポーターの活用や普及啓発に向けた活躍の支援を行っている。精神医療相談、医療制度体制の構築に係る取り組みとしては、精神科救急医療情報窓口の整備、専門職の配置、迅速かつ適切な対応ができる相談体制の整備を行っている。また、精神障害を有する方等の地域生活支援に係る取り組みとしては、医療機関、相談支援事業所、生活支援課等による地域移行に関する意見交換、措置入院者の退院後支援などの事業を行っている。地域生活支援関係者等に対する研修は、地域で安心して暮らせるための地域体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修を実施した。令和5年度のテーマは「住まいの確保について考える」としてにも包括に係る取り組みを行っている。協議の場では、事業者、病院の関係者も広く参加いただいて、それぞれの立場からの意見交換をしながら情報共有を図っている。今後、協議の場をどのようにしていくかを会議の中で検討し方向を決めていく。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正法施行の概要
事務局より資料に沿って説明を行った。

【意見等】

特になし

(2) 土日・休日の午後及び夜間帯における措置診察に係る指定医確保について
事務局より資料に沿って説明を行った。

【意見等】

(金井委員) 月曜日が祝日の場合、72時間以内の再診察はどのようにしていたのか。

(事務局) 本市の精神保健福祉センターの行政医が待機して72時間を超えないような形で診察の体制をとっていた。

(金井委員) 病院側も祝日であっても体制を整えているのか。

(事務局) 土日も含めて、4県市で協調して輪番体制をとっている。

(甲斐田委員) 指定医の選定方法として、川崎市が待機料を支払い、指定医の確保という手法を取り始めたのが令和5年という理解でよいか。川崎市の緊急措置入院の割合が高いというのは、令和5年度から改善されているという理解でよいか。

(事務局) 改善される見込みと聞いている。

(甲斐田委員) 待機料を支払い指定医を確保するというのは、措置入院の判断で要請があれば即座に対応するというので、確保されている指定医はこのために待機しているという理解でよいか。神奈川県と横浜市は指定医を非常勤特別職として出勤ローテーションで行っている。指定医確保の方法として、神奈川、横浜と異なる形をとっている理由は。

(事務局) 警察官通報の件数は、神奈川県が710件、横浜市が602件、本市が126件であり、規模が異なるため。

(会長) 医療側としていろいろ求められていると実感している。医療、病院として相模原市の精神保健福祉にどのように貢献していくか、限られた医療資源の中でできることとやるべきことを考え行っているが、そこから先は保健福祉として地域の皆さん、市の皆さん方の様々なご協力をいただかないと成り立たないと感じている。

3 その他

(小林委員) 地域移行という部分を社会福祉協議会は担っている。現在は生活の自立支援をしている。地域での生活は、地域の居場所が重要となる。関係機関の皆さんと連携をしながら進めていきたい。

(中谷委員) 地域の役割はこれからもたくさん求められると思う。医療、行政と連携しながら、地域での生活を支えていければいいと思う。

(金井委員) 神奈川県が行っている精神科医療へのご意見箱について、相模原市の病院の方や関係者の方がどのような対応をなされているか。

(会長) 病院へ通知は来たが、特にそこからまだ広がっていない。

(事務局) ご意見箱は4区市協調ということで県が代表して行っている。前段の打合せでは病院、入院患者、ご家族などがわかるように県の方から直接広報をお願いしたい、と伝えている。色々な方によく知っていただいて意見をいただくアンケート調査と承知している。

(金井委員) ご家族、患者は色々な思いを抱えているので、なるべく多くの意見を出せる場を作り続けていただければと思う。

(田中委員) 相模原ダルクの利用者の90%は措置入院の卒業生なので、薬や酒をやめ続けるということで、性格や人間性の変化というものが数値でも発表できればと思っている。来年度11月2日に開設10周年のフォーラムを行う。薬、酒をやめるということだけではなくて、地域につながってフォローしていくという普及活動を行っていく。

(甲斐田委員) 措置診察の医師の確保について待機料で待機していただくということは、休日夜間に呼び出されるということ。医師の働き方改革および健康面から、待機料というのはそれがベストというわけではなく、現状は一步前進ではあるが、将来的には発展させていくなど、合理的に措置診察を実行するのと医師の人員確保を兼ね合わせていけるとよい。

以 上

相模原市精神保健福祉審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	稲田 健	北里大学医学部	会長	出席
2	鈴木 剛	田園調布学園大学	副会長	出席
3	甲斐田 沙織	神奈川県弁護士会		出席
4	住吉 秋次	相模原市医師会		欠席
5	増田 直樹	神奈川県精神科病院協会		欠席
6	小林 輝明	相模原市社会福祉協議会		出席
7	羽田 彌	相模原ボランティア協会		欠席
8	杉立 あくね	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会		出席
9	中谷 正代	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会		出席
10	金井 緑	神奈川県精神保健福祉士協会		出席
11	三好 一郎	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
12	片岡 加代子	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
13	田中 秀泰	相模原ダルク		出席
14	井本 裕堂	公募		欠席
15	江森 静子	公募		出席